

45 社会のため、民間の報道機関に協力して、適切な状況理解の
 46 情報と報道の必要性は認められる。 *特に、放送の公益性*
 47 48 49 50 51 **2 本見**
 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66
 52 *236-394の対応がわかりにくい*
 53 *236-394の対応がわかりにくい*
 54 *236-394の対応がわかりにくい*
 55 *236-394の対応がわかりにくい*
 56 *236-394の対応がわかりにくい*
 57 *236-394の対応がわかりにくい*
 58 *236-394の対応がわかりにくい*
 59 *236-394の対応がわかりにくい*
 60 *236-394の対応がわかりにくい*
 61 *236-394の対応がわかりにくい*
 62 *236-394の対応がわかりにくい*
 63 *236-394の対応がわかりにくい*
 64 *236-394の対応がわかりにくい*
 65 *236-394の対応がわかりにくい*
 66 *236-394の対応がわかりにくい*

67 担当者も、放送局の心づきと期待を踏まえ、そのよう法運営手法
 68 案件規定の運用による改善と、*審査基準部分の* *自由への制約はなし*
 69 *自由への制約はなし*
 70 (3) *内容水! 左に、本問は*
 71 *審査基準部分の*
 72 *自由への制約はなし*
 73 *自由への制約はなし*
 74 *自由への制約はなし*
 75 *自由への制約はなし*
 76 *自由への制約はなし*
 77 *自由への制約はなし*
 78 *自由への制約はなし*
 79 *自由への制約はなし*
 80 *自由への制約はなし*
 81 *自由への制約はなし*
 82 *自由への制約はなし*
 83 *自由への制約はなし*
 84 *自由への制約はなし*
 85 *自由への制約はなし*
 86 *自由への制約はなし*
 87 *自由への制約はなし*
 88 *自由への制約はなし*

表

試験科目	日付
憲法	年 月 日

講座名

作成 作成
20分 45分

子1 Yの訴訟代理人の主張

1. 本件規定はYのような認定基準放送事業者の、国による長請された国内放送を
行為の自由を侵害し、違憲である。

(1) まず、上記自由は、民主主義の下に国民の知る権利に基き、憲法(以下法令等略す)
21条1項により保障される。

(2) さて、上記自由は、本件規定により ~~事実上制約されている~~、文上は「長請」に比
するもの、憲法上は、事実上強制されることになり、 ~~X法174条及び同法104条4号により~~
認定が取消されるおそれがあるから、制約されているといえる。 **ok!**

(3) 次に、上記自由は、国民に自ら選んだ情報を提供することにより自己実現を図り、さらに
情報提供を通じて
民主政の過程に参与する自己統治の行使にも有益な権利である。 また、本件規定
は、特定の事項を国内放送させることで、内容規制といえ、制約の程度は甚大である。
よって、厳格な審査基準が妥当と解される。

(4) まず、目的は国民の知る権利を充足することであるが、手段として、国が指定の
国内放送を長請することは、国がそれによって国政を正しく行なうとは限らぬ点にも加か
みれば、目的との関係で適合性に欠ける。 また、適合性が認められたとしても、
長請する国内放送の内容につきより具体的事由に限定することも達成できるから、
必要性に欠ける。

2. 以上より、本件規定は 21条1項に反して違憲である。

子2 設問2

1. 国側の反論

~~(1) まず、報道の自由は、事実を提供する~~

(1) まず、テレビジョンの放送は有限であり、かつ影響が、私人や他のマスメディア

と比べて大きいから、特別の制約が認められる。さらに、本件規定は、国民の重大な関心
事項として国内放送を長請するものであり、その結果内容を制約することとなり、付随的
制約にすぎない。 したがって、より緩やかな基準が妥当である。

(2) まず、国政の状況に関する基準が妥当であるとしても、 国政の状況は正確に客観的事
実であり正確性が保たれているから、 国政に関する国が、 国政の状況等について国内
放送を長請することは、目的との関係で適合性がある。さらに、国民の重大な関心
事項として多岐にわたる国政の状況等についても多岐にわたっており、 明確に規定すること
は困難だから、本件規定のような~~制約的~~規定でも足りる。 **議論は加減して**
いす!

2. 子の見解

~~(1) まず、報道の自由は、民主主義において国民に民主政に参与するために重要な事項を~~

(1) まず、上記自由は、放送事業者が民主主義の下に国民に民主政に参与するため
重要な事項を提供し、国民の知る権利に資するものだから、報道の自由
思想の表現の自由と併せて、21条1項により保障される。

(2) 上記自由は、Xが主張するように制約されている。

(3) さて、上記自由は、国民に自ら選んだ情報を提供することにより自己実現を図る
という自己実現の行使の場である。 国民に情報を提供し、知る権利を充足すること
自己統治に参与し、自己統治の行使にも有益な権利である。 さらに、
本件規制における内容規制は付随的規制であるが、本件規定には、国民の重大な
関心事項としての国内放送を長請する旨の制限がない以上、運用次第では、内
容規制となり、 思想の自由市場に都合の悪い表現が除外される等、 思想の自由市場
を害する可能性は否定できない。 さらに、 テレビジョン
放送の放送は有限であり、他のマスメディアや個人と比べて 影響が

45 性およびなるような強大な影響力を有している^が、現在はテレビジョンの取組は、
 46 ほぼ無限である^{と主張}といわれ、インターネットの普及^{による}他のメディア媒体
 47 の拡大により、^{一般に}テレビジョンの影響力は以前ほど強くない。また、本件規制の対象と
 48 する認定基幹放送事業者は、限られており、かつ主要なテレビジョン放送局として、
 49 ほか強大な影響力があるといえる。したがって、特別の制約に服^{目的外を認めていない}すべし。利益やか
 50 らな基幹が妥当なと解す。具体的には、目的の正当性、手段が目的との間に
 51 実質的関連性が認められる場合に限り、本件規定は合憲であると解す。
 52 (4) 本問について争うに、^{確かに}目的は、国民の重大な関心事たる国政の状況等につき
 53 国民の^{知る}権利を充足する点にある。知る権利は^{これ}21世紀により保障された
 54 権利であるから、^{知る}権利の充足も重要な目的である。
 55 さらに、^{確かに}国政の状況は思惑と異なり客観的事実であるから、国政の状況
 56 に精通する国民が^{物議の内容の}国内放送を長請することは、目的に正当とも思える。しかし、事実として
 57 も無限にあり、事実の選取によっては、国民に偏った内容と見られる可能性もあるから、
 58 必ずしも国民の知る権利に正当とはいえない。したがって、目的の正当性、手段は^{これ}正当
 59 性^に欠ける。そして、^{一般に}正当性が認められる場合^{ここを認めていない}、^{確かに}国民の重大な関心
 60 事項たる国政の状況等は多様多様であり、^本国内放送として長請する事項を
 61 具体的に限定することは困難であり、本件規定のような概括的規定もやむを得ないとも
 62 思える。もっとも、たまたみに本件規定を^{憲法}に抵触するのでなく、^{または}認定基幹放送
 63 事業者と協議をし、~~国政の要望を述べた上で~~事業者との折衝等においても、
 64 上記目的を達成しているから、^{国政が一時的に}それが功を奏しない場合に長請する^{憲法}の
 65 ことによる^も上記目的を達成できずから、手段は^{必ず}正当性に欠ける。
 66 (5) よって、本件規定は憲法21条1項に反して違憲である。

67 一読了解の答
 68 法の規定 - しかに
 69 言知を打てて可也。
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88

表

試験科目	日付
憲法	2016年5月21日

講座名
予備試験論文直前対策③

1 第一設問1 (以下、特に制限教の憲法)

2 ^{Yの代理人として}
3 1. 憲法107条の2 (以下、本件法)は、記号基幹放送事業者の放送内容の編集
4 ・決定の自由を侵害し、違反を罰する。
5 (1) 即ち、上記自由は放送事業者の編集という知的作業を程にして情報と全国の
6 視聴者に提供し得る者たる限り、表現の自由の一環として21条1次に保障される。
7 ~~本件法~~、~~本件法~~107条の2に於て、放送事業者は指定の国内放送要請に於て特別の事
8 情を以て制限を受ける事あり、 かつ、違反者は憲法174条の停止処分、104条4号に基
9 て放送が取消処分を受ける地位に於て、放送内容を自由に決定し得る
10 ものである。以上自由は制約されている。
11 (2) ~~本件法~~ 上記自由は民主主義を採用するわが国の国家的見解形成のために
12 必要の情報を国民に与えること、 民主政に於ける重要な権利である。またその
13 制約は、放送内容自体に関する内容規制であり、 発行者の 取消等の 不
14 利益に於ける制約があること、 強硬である。
15 ところで、本件法の合憲性については、発行者に於ける、目的が他に及ぶこと
16 あり、 発行者が必要最小限度の範囲で その目的を達成し得る。
17 (3) 本件法の目的は、国民の重大な関心事 について 国政の状況と正しく国民に伝達
18 することにある。 かかる目的との関係で 本件法の発行者に於ける、 摘要情報の
19 放送内容に 外国の状況が介入することにより 正確な情報が伝達され
20 ないこと、 違憲的である。 特に 違憲性中 に於ける 左に普及してインターネット
21 を利用し、 情報発信すること により 目的達成が可能であるから、 上記の 強い
22 制約は 必要最小限度 といえる。
23 2. よって、本件法は 表現の自由を侵害し、 21条1次に 違反する。

23 第二設問2

24 1. ~~本件法~~ 国側の反論

25 (1) 上記自由は、単に事実を報道するものにとどまらず、 国民の 政治的
26 意思決定に 関与する ため の 意見 を 表現する 自由 を 保障 する こと に 21条1次に
27 保障 する もの である。
28 (2) 特に 上記自由が 保障 される こと は、 公共電波は 有限 であり これを 利用 する 事業者 には 公
29 共的 の 側面 を 有 する こと から、 その 表現 の 自由 には 一定 の 制約 が 与 え ら れ て い
30 る。 また、 内容 規制 とい う こと も その 事 は 別 の 法 に 掲 げ ら れ る 事 に 限 ら れ る こ
31 と から、 憲法 の 介入 する 必要 は 少 ない。 よって、 本件法 の 合 憲 性 は 存 在 す る こ
32 と である。 常に この に 限定 される か?
33 (3) 本件法の目的は、国民の 重大な 関心事 について 国家的 見解 形成 の一 環 として 国民 に 情
34 報 を 提供 し、 国民 の 知る 権利 に 関 する こと は、 重要 である。 また 本
35 件法 の 目的 は、 国民 の 知る 権利 に 関 する こと を 目的 として あり、 国 の 状況 の 介入 の 必要 は 少
36 ない。 かつ 国 の 政治 決定 を 正しく 国民 に 伝 達 する こと は 憲法 上の 義務 である から 違 憲 的 な こ
37 と は ない。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
38 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
39 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
40 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
41 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
42 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
43 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ
44 と である。 よって 本件法 は 合 憲 性 を 有 する こと は 疑 い なく な る こ

裏

45 には保障される。そこで、上記自由は原告が主張する通り、制約である。

46 (1) 権利の重要性について、たしかに私法的に直接利害の間に侵入してき影響の多寡が、

47 公衆的便利益から一定の制約が予定されていることは否定できない。しかし、編集という

48 知的作業と個々の著者の自由に委ねることは、多様な視点からの言論を可能にし、もて

49 国民が多角的視野を有し国家意思を形成することと可能にするため民主的に学べる重

50 要な権利であり、^{元々権利}多くの視聴者に一斉に情報伝達する重要な手段であることを見

51 ずれば、かかる制約は一定の範囲を逸脱するに過ぎない。

52 したが、制約の態様について、たしかに内容規制の法的効果の限定がなされている~~こと~~ ^し

53 その掲げられた事実は抽象的であるから、その範囲を解釈によってたゞとするか

54 否かを争う。またさらに、かかる規制に對する放送事業者側の不服申立ての平等を争うこと

55 とから、国の発表するべき^{べき}内容^{内容}を^{内容}と見なすといえる。 ^{例えば、原告の主張するが、その主張が権利侵害を、}

56 そうだとすると、本件法の合憲性は前提に、目的がまた「やまゆめ」で、目的達成の手段

57 が必ず最小限のものを採用するに過ぎないことが許される。

58 (2) 本件法の目的は、放送事業者の行為、国家支配に必要は事柄に関心事にのみ国民の知る

59 べき権利に委ねるにやむを得ないものである。 ^{そうは認められない。}

60 また、本件法の平等は客観的事実と内容とを区別するものであり、~~その内容~~ ^{といて、その情報}

61 国に^{国の}原告が介入し、もて不当な情報操作が行われることを否定できない。そこで、不服申立ての

62 制約や審判などの合理的な手段は、本件法の平等は目的達成に^{適合しない}

63 ために、テレビの黄金時代は対する訴求の強さを否定できないものの、パソコンやスマートフ

64 ンの普及がインターネットによる^{この情報伝達手段}公衆情報伝達を達成していること

65 から、たとえ国の費用がかかるものであっても、強い制約を課すための本件法の平等は必ず最小限のものを

66 (4) およ、本件法は、言論自由を侵害し、平等に反するので、違憲である。 以上

67 構成22句 / 作前48句

68

69 放送という

70 点にたれ言及すると

71 ネットワーク

72

73

74

75 72も

76 107条の2か

77 抽象的ではないか?

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87 法の規定、くみりのために

88 適用しない。

しかし、認定事業者には、専ら又は優先的に使用できる周波数を得る権利(法2条2号)と~~権利~~、及び本件規定は明文上~~も~~基幹放送の要請への応諾を義務としていることから、認定を受けた認定事業者の~~意思と目的を以て上記周波数を獲得すること~~は、~~基幹放送の要請は~~意思といは基幹放送要請はたじないが、上記周波数は獲得したいと考えているものだからといえる。したがって、認定を受けたことと、本件自由の放棄を意味するとはいえない。
 したがって、本件規定は、本件規定は、~~実際~~基幹放送の要請に依りて~~本件自由を~~期待した上で作られた規定と見らる。本件規定により本件自由は事実上制約されている。

(3) 次に、本件自由は原告の主張のとおり認定事業者の個性の発現といえる。加えて基幹放送を行わない他の~~放送~~内容の報道を行えば国民の知る自由(知るといえる。したがって本件自由は重要なものである。(21年判))

また、規制要件は原告の主張のとおり背後に置かれた事案停止等の重要性が認められるといえる。
 したがって、原告と同じく、原告が重要事項を制約する。

(4) 以上を踏まえ検討する。
 したがって、本件規定の目的は~~国民の知る~~原告の主張のとおり、マスコミと異なり国民自ら国民の重要な関心事を報道し情報正しく伝達すること、国民の~~知る~~自由(知る)が満たされる

この整理してかきとるべき

結果、これは争い、思い、

る。したがって目的はやはり相違ないといえる。(07年判)。
 したがって、~~本件規定により~~認定事業者は~~本件自由~~の基幹放送の要請を受けた認定事業者は~~本件自由~~の基幹放送を行なうことと、期間改定以上の上記目的が達成される。

しかし、前述の如く本件規定は背後の全般的な事案停止等の制約による。したがって、費用(国民の知る)の3)ことから、認定事業者側は基幹放送を要請を拒否し、~~拒否~~と~~拒否~~の規定のものに着目すること! (21年判)

したがって、本件規定は本件自由を~~事実上~~制約するものといえる。
 (5) したがって、本件規定は21年判に反し違憲である。

・構成段階でもと時間をかかれます。
 ・放送の特殊性について再考。

△ この117年か悪い。
 二か禁止と認められず。

以上

裏

45 (1) 確から、X法17条の2第1項は「要請するに当たっては、21条の

46 文書、任意の協定とその形式は、被請求者の同意を得なければならない。

47 21条、22条の要請の協定は、当事者の地位、費用は

48 同一負担とする(同法17条の3第1項)、本条の規定は、

49 予ての協定の内容に基づく。

50 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

51 (2) (A) X法17条の2第1項は「要請するに当たっては、21条の

52 文書、任意の協定とその形式は、被請求者の同意を得なければならない。

53 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

54 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

55 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

56 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

57 (3) (A) X法17条の2第1項は「要請するに当たっては、21条の

58 文書、任意の協定とその形式は、被請求者の同意を得なければならない。

59 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

60 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

61 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

62 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

63 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

64 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

65 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

66 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

67 4. 事件の進行の第12条の2第1項は「要請するに当たっては、21条の

68 文書、任意の協定とその形式は、被請求者の同意を得なければならない。

69 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

70 (2) (A) X法17条の2第1項は「要請するに当たっては、21条の

71 文書、任意の協定とその形式は、被請求者の同意を得なければならない。

72 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

73 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

74 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

75 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

76 (3) (A) X法17条の2第1項は「要請するに当たっては、21条の

77 文書、任意の協定とその形式は、被請求者の同意を得なければならない。

78 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

79 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

80 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

81 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

82 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

83 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

84 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

85 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

86 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

87 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

88 予ての協定の内容に基づく。 本条の規定は、予ての協定の内容に基づく。

ここに補正してあります。

これは判決の理由です。

- ・ 1172条!
- ・ 法律者のルールに依って!
- ・ 「放送」の特殊性について確認!

加えて「放送の性質」は、予ての協定の内容に基づく。

構成 20分 作成 50分

試験科目	日付
憲法	年 月 日

★ 放送の自由を制限する

講座名

第1設問1

1. 本件規定はYの放送要請に依り自由(2条1項)を制約し、
 憲意無効である。よってYは本件要請義務に依り放送義務がない。
 (1) 2条1項は言論その他意見表明の自由を保障しており、
 同条におき保障される。よって積極的な放送を自由の裏返し
 として放送しないことを自由もまた同条により保障される。

(2) よって本件要請は国がYに対し、要請内容通りの放送を行
 うこととする点でYの自由を制約する。

2. よって放送の自由は思想の自由市場を活性化させ、国民の知る
 権利に寄与する重要な権利である。一方で本件規定は国がYに対し
 放送内容について要請を出すことを許してほし点で思想の自由市場
 を大きく抑えかねてしまふおそれがある。Yの自由を大きく制約する。
 よって本件規定の合憲性は厳格に審査されるべきである。具体的
 には、必要不可欠な目的達成の為に必要最小限の制約を設
 けるに本件規定は2条1項に反し憲意無効である。

(1) Yが本件規定の目的は国民の重大な関心事をテレビにおき放
 送し、国民に情報受領の機会を与える点にある。しかし今日に
 おいてはインターネットの発達によりテレビに情報源としての価値は
 大きく認められない。よってテレビにより国民の重大な関心事
 を発信することは必要不可欠な目的を旨とする。

(2) 仮に目的が必要不可欠であるとしても、テレビ局に放送内容

23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44

1. 何らかの要請を出すことにより思想の自由市場
 を大きく抑えかねてしまふ。たゞし本件は本件規定に基づく要請
 に依り義務がない(放送107条の2第3項)としても、放送の自
 由に対する要請効果にかんがみれば、予後としての最小限度性
 を言及しない。
 (2) 以上より、本件規定は2条1項に反し憲意無効である。

第2設問2

1. Yが主張する通りにYの本件放送要請に依り放送
 を行ない自由は2条1項により保障される。よって本件規定
 はYの上記自由を制約する。

2. (1) ここで国はYが定めた判断枠組みに於いて以下のお返し反
 論をするにこが考へた。お返しYの主張する思想市場論
 はよって万人が自由な言論活動を行うにこがでこ初めを
 与えるものである。よって放送事業において電波の有限性中
 論とが自由に情報を発信できるにこがである。お返し国は従
 的に一定程度放送内容に口を出して初めて思想が自由に流
 通するにこがであるから、本件に於いて定めたお返し厳格な基準は
 当りである。

(2) 私見は上記反論を正当であるとする。お返し国が放送内
 容について一定の監督を及ぼすにこが市場に流通する情報
 に偏りが生じてしまふ。よって本件用可能な電波には限
 りがある。よって本件規定の合憲性判定には表現の自由にお

裏

本法の目的はここにあるのか?

もし思想の自由市場論をとりか
た(難に考えず)

45 Yの自由は思想の自由市場形成の為、特殊な制約に服すると考
46 える。よて本件規定は重要な目的が、当該目的と目的
47 達成の為、手段の間に實質的関連性があるか否かを合意する。
48
49 3 (1) また被告は確かに現在では有線テレビの情報源としての重要性
50 があるが、また国民の主要な情報源である、よて放送局に
51 対する要請に対し国民の関心等とテレビと位置するに重要である
52 と認めるべきかと考へた。

53 (2) 私は被告の反論を正当と考へる。すなわちインターネット等は
54 個人不特定に利用され利用されたことにはないが、テレビで個人が
55 万人が利用できる為情報と国民の自由を完全に侵す事か
56 ない、又、国民にその関心事を知る機会を奪うことは大切
57 であるから、本件規定の目的は重要である。

58 4. (1) 次に国は本件規定の手段に、以下のように反論が
59 すべきかと考へた。すなわち原告は手段適合性について、思想の自由
60 市場論の重要性を強調しているが、それは上記の通り放送
61 手段には特殊性がある為 妥当と考へる。
62

63 (2) 私は被告の反論を正当と考へる。すなわち原告は
64 マスメディアの放送自主規制に対し、放送事件に関する情報が
65 出回らなくなら、としている。その結果として国民が後見的に不
66 満を覚える。また本件規定に基づく要請に対し確定して
67 いるが、要請内容通りの放送が期待できる。その結果
68 本件規定に基づく要請と本件規定の目的との間には實質

67 的に関連性があまる。
68
69 5. 以上、本件規定は合意である。
70
71 以上

- 本問で思想の自由市場論を
中心に置いて議論する人がか
たても問題とする。

o 読んでいて、内容的に構造的にも
止まらなければいけません。

法律の規定そのものを
もと引用してほしい。

表

試験科目	日付
憲法	2016年5月21日

講座名

第1. 設問1

1. ~~憲法~~ 憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

1. 放送局の地位訴訟化訴訟として、X法107条の2第11. 放送事業者が自由に放送を行う自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

(1) 放送は、もとより国民に広く情報を提供することから可能あり、国民の政治的意見決定にも資する。そのため、放送の自由は、国民の知る自由に基づくものとして、憲法(14条)の2第12により、法律ニたる。

(2) 是にて、本件差止めにより、国民に国内放送を行うことによるため、かかる自由が制限されている。 ^{中からそうなることが示さしう「事実上」である。}

2. ~~憲法~~ ^{憲法} 憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

(1) Xのかかる権利は、前条の2第11. 国民の政治的意見決定を促進する目的を以て、後者のものである。 ^{憲法} 憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

国民に対する訴訟力から見て、その訴訟力から見て、国民の政治的意見決定を促進する目的を以て、後者のものである。 ^{国民} 国民の政治的意見決定を促進する目的を以て、後者のものである。 ^{憲法} 憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

また、放送内容についても、~~具体的差止め~~ ^{差止め} 具体的差止めが認めらるるに基き、差止めは、かかる差止めは、内容的制限であり、判断の程度は、後述である。

そこで、判断は、後述に直ちにあり、目的が正当に必要であるため、手段が目的達成のために必要不可欠なものである場合には、判断は、合憲となる。

3. ~~具体的制限~~ ^{具体的制限}

23 (1) X法107条の2を制定した目的は、国政の状況と国民の知る権利を確保することにある。かかる目的の下に、手段を431. 国民の知る権利を確保することから、放送事業者の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

24 (2) 是にて、X法107条の2第11. 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

25 (1) X法107条の2を制定した目的は、国政の状況と国民の知る権利を確保することにある。かかる目的の下に、手段を431. 国民の知る権利を確保することから、放送事業者の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

26 (2) 是にて、X法107条の2第11. 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

27 (1) X法107条の2を制定した目的は、国政の状況と国民の知る権利を確保することにある。かかる目的の下に、手段を431. 国民の知る権利を確保することから、放送事業者の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

28 (2) 是にて、X法107条の2第11. 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

29 (1) X法107条の2を制定した目的は、国政の状況と国民の知る権利を確保することにある。かかる目的の下に、手段を431. 国民の知る権利を確保することから、放送事業者の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

30 (2) 是にて、X法107条の2第11. 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

31 第2. 設問2.

32 1. ~~憲法~~ 憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

33 (1) 被告として、X法107条の2第3項は、差止めによる損害賠償を支拂うに必要と認め、差止めによることを後述して、判断は、自由を侵害する。

34 (2) 原告として、憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

35 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

36 (1) X法107条の2第3項は、差止めによる損害賠償を支拂うに必要と認め、差止めによることを後述して、判断は、自由を侵害する。

37 (2) 原告として、憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

38 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

39 (1) X法107条の2を制定した目的は、国政の状況と国民の知る権利を確保することにある。かかる目的の下に、手段を431. 国民の知る権利を確保することから、放送事業者の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

40 (2) 是にて、X法107条の2第11. 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

41 (1) X法107条の2を制定した目的は、国政の状況と国民の知る権利を確保することにある。かかる目的の下に、手段を431. 国民の知る権利を確保することから、放送事業者の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

42 (2) 是にて、X法107条の2第11. 放送事業者の放送の自由を侵害し、同条12に基き本件差止め、違ふである旨主張す。

43 2. ~~憲法~~ ^{憲法} 憲法は法律ニたる権利及び制限 ~~は~~ ^{必要とする。}

44 (1) 被告として、X法107条の2第3項は、差止めによる損害賠償を支拂うに必要と認め、差止めによることを後述して、判断は、自由を侵害する。

45 変了もつて、^{??} 以来、^{別の議論では?} 垂幕法が広く、新法も、放送の方法と極める内容中
 46 規則に規定するため、垂幕法が広く、新法も、放送の方法と極める内容中
 47 (1) 意見を出せる。また、権利の垂幕法について、放送は、放送事業者がその個性
 48 を示すために、行うものであり、国民に情報提供を行う目的でなされるものである。
 49 そのため、放送事業者の、人格的らに、規定するものと見なす。限るべき内容
 50 である。
 51 規則
 52 以下、規則について、内容規制が内容規制の範囲、自由
 53 に介し、規定がある点にある。そのため、内容規制が内容規制の範囲
 54 規則の程度と見なす。
 55 この点、内容規制において、放送事業者と規定して行うものであり、規定がある点
 56 において、規定と見なす。この点、国民放送は、国の利益が優先
 57 的であり、国民放送の利益のために、規定を規定する必要がある。
 58 そのため、規則の程度と見なす。
 59 (3) 規定、規則の目的が、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 60 規定と見なす。
 61 3 具体的判断
 62 (1) 規定と見なす。国の状況と現行法で、規定と見なす。この点、国民
 63 あり、規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 64 (2) 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 65 国民の放送に、規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 66 しては、規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民

67 の状況を国自身が受信手段に十分に対応している。また、規定と見なす。
 68 用いた。国民に、規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 69 するべきであり、規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 70 したが、規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 71 (1) 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 72 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 73 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 74 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 75 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 76 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 77 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 78 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 79 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 80 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 81 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 82 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 83 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 84 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 85 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 86 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 87 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民
 88 規定と見なす。この点、国民と放送の間に、国民と放送の間に、国民

表

試験科目	日付
憲法	2016年5月22日

解答構成
 西問同時にやって AGAROOT ACADEMY
 40分
 作成時間 行→30分 空→50分

講座名
予備直前論文ゼミ

1 頁

第1 設問1
 1 本問X法はYの、特定の国内放送を行っている自由を侵害し、憲法違反である、との主張を行う。上記自由は報道の自由として憲法21条1項により、保障される。明入にはないが、国民の知る自由に寄与するものとして、憲法上の保障(権利) (これらはYの人であるが、精神人も報道の自由の保障を受ける) 「放送」の自由といふ点で明示しないこととする。
 報道の自由は、精神的自由の一つであり、一旦侵害されると回復困難である。→ 抽象的で、
 2 したがってX法におけるYの自由の制約が許されるためには、その目的が十分に正当な理由を要し、その目的達成のために手段が必要最小限度でなければならないと考える。
 (1) 本問の目的は、A国による拉致事件について国民に正しい情報を伝えること、A国との国際問題の悪化等を防ぐことにある。原告の立場で、この詳細は不明。
 この目的は、国際協調主義(憲法前文3) (憲法上の重要事項であること) 平和主義(9条)の観点から、やむを得ず必要な制約であるといえる。
 (2) しかし、X法107条の2、1項に基づいて、放送事業者が国内放送(放送)を行うことを要請された場合、この要請

2 頁

は「この法律に基づく命令」(174条)に該当し、この命令に抵触しない場合、104条4号により、放送事業者としての認定を取り消すこととする。
 とすると、これはYの報道の自由をかなり制約するものであり、必要最小限度の制約といえる。
 3 したがってX法は憲法21条1項に反し違憲である、との主張を行う。
 第2 設問2
 (1) 国側の反論としては、まずYの報道の自由に対する制約は間接的なものであると主張する。
 (2) 私見だが、X法107条の2は「要請することにより」とあり、その要請がなされたときは応じようとする義務を課する(同条3項)となっている。
 とすると、これは応じざるべきは報道機関側の自由であるということができる。この「要請」を「命令」(174条)と解することはできない。
 むしろ、X法はYに対し特定の国内放送を要請すること、国民からの期待にこたえるためには、事実上従わざるを得ない状況に陥る可能性がある。
 とするとYの報道の自由は一定の制約を受けることになる。
 (1) 国側の反論として、一定の制約を受けるに

+

+

裏

3 頁

45 (報道の自由は何ら無制限ではなく「公共の福祉」
 46 による制約を受けるべきである) ^(憲法13条後段) 不要なの。
 47 (2) 私見だが、国内放送以外は自由で報道
 48 できることである。特に国内放送の義務については
 49 とも、制約の態様・程度にない本問では、「公
 50 共の福祉」による制約として許すことがあり、
 51 其の目的の正当性、その目的達成のための手段の合理的
 52 関連性があることは「許す」と考えられる。
 53 (3) 目的は上記第1.2の通り正当である。
 54 (4) 上記の目的達成のための手段として、これが要請に値する
 55 場合、何ら不利な処分を課すことはない。
 56 上記目的達成のため、国自らが行うことはできないが、
 57 国は放送に関する規制を課すことにより、その国が行
 58 うべきこと、放送にかたよりがでてほい、むしろA国との
 59 国際問題を悪化させてほいおとす。目的の達成に
 60 必要ない。そこで客観性を担保するため「要請」という形で国内
 61 放送を実施しようとしていす。
 62 すると、上記目的達成のための手段としては合理的
 63 関連性がある。
 64 したがって「公共の福祉」による制約として許す
 65 べきものである。よって憲法13条1項に反
 66

4 頁

67 せず、合憲である。
 68
 69 以上
 70
 71
 72 (2) 放送行為の
 73 特殊性に説いたことこそ、
 74
 75 かなりゆとり
 76 できる。。
 77
 78
 79
 80
 81
 82 (2) こと、法の介軸の中
 83 規定自体に背向した
 84 説を!
 85
 86
 87
 88

構成 20分 作成 30分

図14.7の2次元の、球節に基いた球節
 の運動の自由の得るの心方心。
 2次元の2次元の根拠の相違が明確に
 心方心を得る。
 但し、限定を解する可心は、
 本件は問題心方心「留意」と
 表す心方心。表す心方心中
 予心も後述心方心と心方心心方心心方心
 以上

此一度 基本的知識
 と、憲法の書方心
 心方心心方心
 心方心心方心